

令和3年9月21日

各 位

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 安田 直浩

技術提案書の提出依頼について

下記工事の入札について、総合評価落札方式を適用するため、以下要領により技術提案書を提出してください。

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|--|---------------------------------|
| (1) 工 事 (件) 名 | 北部プラント2号焼却炉排ガス処理設備ほか改築工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 岐阜市西中島6丁目3番25号 |
| (3) 工 事 内 容 | 機械器具設置工事
焼却炉排ガス処理設備ほか改築工 |
| (4) 完成(完了)期日 | 令和5年3月10日 |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) 工 事 着 手 日 | 令和3年11月22日 |
| (7) 資 料 | 設計図書一式 |
| (8) 本工事は入札に際して施工計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。 | |
| (9) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。 | |

2 技術提案書の提出

(1) 提出方法

様式第1号（第6条関係）を**電子入札システム**又は**紙方式**で提出すること。紙方式の場合、ホッチキス等で綴じ、上下水道事業政策課契約係まで1部持参又は郵送すること。その際、様式第1号（第6条関係）のコピーを1部持参又は添付し、上下水道事業政策課で受領確認の受付印を受けること。

（郵送の場合は受領印を押印後、FAXにて返信する。）

技術提案書の提出がない場合、その者のした入札は無効とする。

(2) 提出期間

令和3年9月21日（火）から令和3年10月1日（金）まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。受付時間は9時から17時まで。ただし、正午から13時までを除く。

(3) 落札候補者となった者は、指定する日までに**技術提案書内容確認申告書（様式第5号（第10条関係））及び技術提案書の内容を確認できる書類（以下「技術確認書類」という。）**を持参又は郵送（ホッチキス等で綴じること。）もしくは電子メール（メールアドレス sui-keiyaku@city.gifu.gifu.jp）により提出すること。

※電子メールにより提出する場合は、次のことに留意すること。

- ・一般競争入札参加資格確認申請書に記載したメールアドレスから送信すること。
- ・メールの件名もしくは本文に工事名を入力すること。
- ・メールにて提出した場合は、上下水道事業政策課契約係に連絡すること。
- ・添付ファイルの容量は10MB以下とすること。
- ・添付ファイルは、Microsoft WordまたはMicrosoft Excelで読込可能なもの、もしくはPDFファイル（AcrobatReaderDCで読込可能なもの）、画像ファイル（JPEG及びGIF形式）とすること。
- ・ファイル圧縮をする場合は、LZH又はZIP形式とすること。

(4) 郵送方法

別紙「**入札（見積）書等の受渡しについて**」のとおり、提出期限の前開庁日の17時までに到着するよう郵送すること。

3 技術提案書作成時の注意点

(1) 作成する技術提案書の評価内容は、「4 総合評価に関する事項」のとおりとし、次の事項に留意して作成すること。

- ・「同種工事施工実績」について、受注形態が共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上のものを実績とみなす。

また、技術提案書提出時に配置予定技術者が特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者のうち評価が最も低いもので評価する。

※ 実際の施工にあたって技術提案書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

- ・直近1か年度とは令和2年度を指し、直近2か年度とは令和元年度から令和2年度までを指し、直近3か年度とは平成30年度から令和2年度までを指し、直近5か年度とは平成28年度から令和2年度までを指し、直近10か年度とは平成23年度から令和2年度までを指す。
 - ・技術提案書にチェックがないなど明確に判断できない項目は、最も低い評価とする。
- また、対象となる工事とは指定する期間内に完成し、引渡し完了した工事とする。

(2) 技術所見については、次の事項に留意して記載すること。

- ・通常、一般的に実施されていると判断される提案は評価しない。
- ・技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性についてであり、目的物そのものの材料・仕様の変更や、設計の変更は認められない。
- ・他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者、土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認められない。
- ・下記に示すような提案内容は評価しない。
 - ①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの
（例：「徹底する」「できるだけ」「適切に」「丁寧に施工する」「必要に応じて」）
 - ②提案の実行の有無が確認できないもの
（例：実行したことを、写真等で確認できないもの）
 - ③提案内容に明確な効果が認められないもの
 - ④提案の実行に確実性がないもの
（例：「監督員との協議により施工する」など）
- ・受注者が入札時に提案した技術所見は、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認する。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うことがある。

4 総合評価に関する事項

(1) 技術的能力の評価基準等

次表の審査項目及び評価基準に基づく審査を行い、標準点に加点する。

1) 施工能力について

評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
安全対策 ■評価項目 労働安全衛生分野表彰歴及び工事事故等による資格停止措置の有無 ■留意事項 ○「労働安全衛生分野表彰歴」は以下のとおりとする。 ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証 ○安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者が入札参加者の現役の社員である場合に該当。 <技術確認書類> ・労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類（表彰状の写し等） ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と入札参加者の関係が確認できる資料	過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事故等による資格停止措置なし	2.0	/2.0
	過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事故等による資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事故等による資格停止措置あり	0.0	
	過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事故等による資格停止措置あり	-2.0	
環境配慮 ■評価項目 ISO9001及びISO14001認証取得の有無。 ■留意事項 ○認証範囲に申請者の事業所が含まれている（入札に参加する営業所が認証されている）場合に限る。 <技術確認書類> ・ISO9001及びISO14001の認証書（付属書を含む）、登録者名、住所、適用規格、認証範囲、有効期限などの記載がある資料の写し。	ISO9001並びにISO14001取得済	2.0	/2.0
	ISO9001又はISO14001のいずれかを取得済	1.0	
	取得なし	0.0	
技術所見1 工事施工中の維持管理業務に配慮した安全対策の工夫について、提案を求める。 ■留意事項 ○具体的な提案を記載する。	技術所見1について評価できる	3.0	/3.0
	上記以外	0.0	
技術所見2 解体時における残留ダイオキシン類の飛散防止に係る施工の工夫について提案を求める。 ■留意事項 ○具体的な提案を記載する。	技術所見2について評価できる	2.0	/2.0
	上記以外	0.0	

2) 企業能力について

評価項目及び留意事項	評 価 基 準		得点
同種工事施工実績 ■評価項目 直近5か年度及び入札公告日の属する年度の申請 期限日までに完成引渡しの済んだ右欄に掲げる工 事の施工実績の有無。※工事成績65点未満のも のは実績として認めない。 ■留意事項 ○受注形態が特定建設工事共同企業体である場合 の施工実績は、出資比率30%以上の場合のみ施 工実績として認め、その出資比率を乗じた値とす る。 ○技術提案書記入要領 ・工事名：受注工事名とする ・発注者名：具体的に記入する。 ・施工場所：具体的に記入する。 ・契約金額：千円単位で記入する。（切捨て） ・工期：工期を記入する。 <技術確認書類> ・工事内容を確認できる資料（契約書又はCOR INSの登録内容確認書（工事カルテ）等）の写 し） ・特定建設工事共同企業体で施工した工事につい ては、協定書の写し等出資比率が確認できる資料 ・他の工種が含まれる場合、工種の内訳・金額が 確認できる資料 ・CORINS登録がない工事を実績とする場 合、同種工事の施工実績が確認できる書類	下水道汚泥焼却設備の機械器具 設置工事について請負金額4億 2,000万円以上の元請施工 実績が5件以上	2.0	/2.0
	下水道汚泥焼却設備の機械器具 設置工事について請負金額4億 2,000万円以上の元請施工 実績が3件以上	1.0	
	上記以外	0.0	
スタッフ数 ■評価項目 常勤雇用で機械器具設置工事の監理技術者の資格 を有する技術者数。 <技術確認書類> ・様式第9号に氏名と登録番号を記載し提出	機械器具設置工事の監理技術者 の資格を有する技術者数200 名以上	1.0	/1.0
	機械器具設置工事の監理技術者 の資格を有する技術者数100 名以上200名未満	0.5	
	上記以外	0.0	
優良建設工事業者表彰歴 ■評価項目 直近5か年度の優良業者表彰歴の有無 <技術確認書類> 直近5か年度の国、地方公共団体等からの優良業 者表彰状の写し	2回以上の表彰歴あり	1.0	/1.0
	表彰歴あり	0.5	
	表彰歴なし	0.0	
働き方改革の推進 ■評価項目 週休2日制工事の実績の有無 <技術確認書類> 有の場合は、週休2日制工事を履行した実績が確 認できる書類の写しを添付すること	国及び地方公共団体が発注した 工事で週休2日制工事の実績あ り	1.0	/1.0
	実績なし	0.0	

3) 配置予定技術者の能力について

評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
技術者の同種工事施工実績 ■評価項目 直近5か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引渡しの済んだ、主任技術者又は監理技術者、特定建設工事共同企業体の構成員である主任技術者、もしくは現場代理人として配置された右欄に掲げる工事の施工実績の有無。※工事成績65点未満のものは実績として認めない。 ■留意事項 ○対象となる技術者は現場施工期間中に配置する技術者とする。 ○受注形態が特定建設工事共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上の場合のみ施工実績として認め、その出資比率を乗じた値とする。 ○工期の途中で技術者を交代していた場合における施工実績は、担当した期間を工期で除した割合を乗じた値とする。 ○配置予定技術者を複数名記載することもできるが、評価は実績・資格等の評価値が最も低いと判断されるものの評価値をもって「配置予定技術者の能力」の評価値とする。 ○「岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱第11条」における追加配置技術者の場合は対象としない。 ○技術提案書記入要領 ・工事名：受注工事名とする ・発注者名：具体的に記入する。 ・施工場所：具体的に記入する。 ・契約金額：千円単位で記入する。（切捨て） ・工期：工期を記入する。 ・従事期間：従事期間を記入する。 <技術確認書類> ・工事内容及び従事時の役職内容を確認できる資料（契約書又はCORINSの登録内容確認書（工事カルテ）等）の写し ・他の工種が含まれる場合、工種の内訳・金額が確認できる資料 ・特定建設工事共同企業体で施工した工事については、協定書の写し等出資比率が確認できる資料 ・工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者が担当していた期間が確認できる資料 ・CORINS登録がない工事を実績とする場合、同種工事の施工実績が確認できる書類	下水道汚泥焼却設備の機械器具設置工事について請負金額4億2,000万円以上の元請施工実績が2件以上	1.0	/1.0
	下水道汚泥焼却設備の機械器具設置工事について請負金額4億2,000万円以上の元請施工実績が1件	0.5	
	上記以外	0.0	
保有資格 ■評価項目 配置予定技術者の保有資格 ■留意事項 ○対象となる技術者は現場施工期間中に配置する技術者とする。 <技術確認書類> 配置予定技術者が保有する資格を確認できる資料	上下水道部門（下水道）の技術士の保有あり	1.0	/1.0
	上記以外	0.0	

継続教育（CPD）の取組状況 ■評価項目 直近3か年度の各団体が発行するCPDの単位取得。（単位＝ユニット） ■留意事項 ○対象となる技術者は現場施工期間中に配置する技術者とする。 ＜技術確認書類＞ 各団体（建設系CPD協議会等）が発行する学習履歴証明書の写しなど単位取得を確認できる資料。	20単位以上の取得あり	1.0	/1.0
	10単位以上の取得あり	0.5	
	10単位未満の取得あり又は取得なし	0.0	
若手・女性技術者の育成・確保 ■評価項目 公告日時点で40歳未満の技術者又は女性技術者の配置の有無及び継続的雇用の有無。 ■留意事項 ○対象となる技術者は現場施工期間中に配置する技術者とする。 ＜技術確認書類＞ - 該当者が従業員であることを証明できる書類（健康保険被保険者証）の写し。 - 該当者の継続雇用が確認できる書類の写し。 - 該当者が女性技術者の場合は、性別が確認できる書類（健康保険被保険者証、パスポート等）の写し	3年以上継続雇用している、40歳未満の技術者または女性技術者を主任（監理）技術者として配置する	2.0	/2.0
	40歳未満の技術者または女性技術者を主任（監理）技術者として配置する	1.0	
	上記以外	0.0	

4) 地域要件について

評価項目及び留意事項	評価基準		
岐阜市内業者への下請率 ■評価項目 当該工事の市内業者の活用状況 ■留意事項 ○本工事の下請負金額について市内業者への下請率を算出する。 ○市内業者とは、岐阜市内に本店を有する企業を示す。 ○実際の施工にあたって、下請の変更があった場合、申告した下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合を下回らないこと。 ○申告した下請負金額に占める市内業者の割合が不履行の場合、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行う場合がある。 <技術確認書類> ・様式8号の該当する項目に○をつけること。割合は、下請予定金額に占める市内業者の施工予定金額の割合とする。考え方は、別紙「市内業者への下請率について」のとおり。	下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合90%以上	2.0	/2.0
	下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合50%以上90%未満	1.0	
	下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合50%未満	0.0	
ボランティア活動 ■評価項目 直近2か年度の社会貢献活動実績の有無。 ■留意事項 ○判断基準 「ボランティア活動」の評価は、入札参加者が企業として実施した岐阜市内における社会貢献活動（建設業協会など団体の構成員としての活動、町内会等の要請に基づき行った活動や地域住民等との協働活動を含む。）を対象とする。 ただし、有償の活動、社員等が個人的に参加した活動、岐阜市以外で行った活動、又は災害協定参加等の評価項目において加点される活動は対象としない。 「活動」とは、対象期間において実施した1回以上の活動を実績として評価する。なお、同一箇所において同様の活動を複数回行った場合でも、1回の活動とみなす。 ○ボランティア活動 ボランティアとは、一般的に「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」をいい、本評価項目では、「報酬を目的としないで、自分（企業）の労力、技術、時間を提供して地域社会等のために行った社会貢献活動」を評価する。 ボランティア活動は、固定概念がなく多様な分野での様々な活動が考えられるため、前述の判断基準に該当する活動であれば評価する。	2つ以上の活動実績あり	1.5	/1.5
	活動実績あり	1.0	

例えば ・公共空間、文化財等の美化活動（道路、河川及び公園等の清掃、除草など（岐阜市アダプト・プログラムの活動、ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動を含む）） ・自然、環境保護に関する活動（環境保全活動、環境学習活動など） ・保健、衛生に関する活動（献血活動の普及、啓発及び協力活動など） ・交通安全、防犯に関する活動（防犯パトロール活動、交通安全啓発活動など） ・青少年の健全育成に関する活動（職場体験学習、建設業のPR活動など） ・まちづくり、まちおこしに関する活動（公的イベントのサポート活動、など） ・その他、公共の福祉に関する活動などが考えられる。 <技術確認書類> 入札参加者が企業として当該活動に参加したことが確認できる資料（主催団体が発行する活動実績証明書、表彰状、感謝状等の写し又は新聞記事若しくは活動状況写真など）。	活動実績なし	0.0	
			/22.5

(2) 総合評価及び入札の評価方法

- ① 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術提案書の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数は22.5点とする。
- ② 総合評価は、標準点と（１）「技術的能力の評価基準等」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次のア、イの要件に該当する者のうち（２）「総合評価及び入札の評価方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を候補者として、（４）の確認ののち落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、ア、イの要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 加算点の確認

技術提案書の加算点については、（３）①で評価値の最も高い者（落札候補者）のみ、期限内に提出された技術確認書類により確認する。

技術確認書類により、技術提案書に記載された内容が確認できない又は誤っている場合は、技術提案書の評価を上限として技術確認書類で確認できる範囲で評価を行い、加算点及び評価値の訂正を行う。

評価値訂正の結果、評価値の最も高い者が変わる場合は、新たに評価値が最も高くなった者に技術確認書類を提出させ、加算点の確認を行う。

(5) 技術確認書類の提出

- ① 技術確認書類は技術提案書内容確認申告書の評価項目順に添付すること。また、提出部数は1部とする。
- ② 技術確認書類の差し替えは誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日（休日を含まない）以内とする。

(6) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、履行状況について検査を行う。受注者の責めにより入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を3点減ずる。
なお、技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、8の（4）等の扱いとする。

5 契約変更の取扱い

契約締結後、やむを得ない事由により条件変更の必要な状況が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術提案書に基づき作成された施工計画の内容の見直しを行うものとする。

6 苦情の申立て

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

7 再苦情の申立て

- (1) 6(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、管理者に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては岐阜市入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

- ① 受付窓口 : 岐阜市上下水道事業部 上下水道事業政策課 契約係
〒500-8156 岐阜市祈年町4丁目1番地
TEL 058-259-7510

- ② 受付時間 : 休日を除く9時から17時まで。ただし、正午から13時までは除く。

8 実施上の留意事項

- (1) 技術所見に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用するものとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。
また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。
ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。
- (2) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした者及び開札後辞退した者は、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成6年8月29日決裁）に基づく資格停止措置を行うこ

とがある。

また、資料に虚偽の記載をした者による入札及び説明事項、岐阜市上下水道事業部競争入札心得（平成6年4月1日決裁）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (5) 提出された技術提案書の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日（休日を含まない。）以内とする。
- (6) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (7) 本要請資料は技術提案書作成以外の目的で使用してはならない。